

少年法に基づく同行状の執行に際し身柄を警察署の保護室に留め置くことについて（通達）

令和6年2月29日

警察庁丙人少発第12号、警察庁生活安全局長から各都道府県警察の長宛て
（参考送付先）庁内各局部課長、各附属機関の長、各地方機関の長

（概要）

本通達は、警察官が少年を同行状等により押送する際、一定の条件下において、その身柄を警察署の保護室に留め置くことも可能であることやその際の留意事項について、最高裁判所が示した見解を周知させるよう指示したものである。